

## 第 6 8 回彩の国建設工事の入札及び契約事務適正化委員会 議事概要

- 1 期間  
令和 3 年 1 月 2 5 日 ( 月 ) ~ 2 月 2 6 日 ( 金 )
- 2 開催方法  
書面開催
- 3 出席委員  
猪木委員、及川委員、齊藤委員、長岡委員、早坂委員、宮本委員

### 4 審議事項及び結果

自転車歩行者道整備工事 ( 小針領家工区 ) 県土整備部北本県土整備事務所  
【一般競争入札 ( 価格競争 )】

( 質疑応答 )

- 資料には歩道と右折帯の整備と記載があるが、工事名や公告の記載は自転車歩行者道と記載されている。自転車道の位置付けが不明確なため、整備対象が正しく把握できない。

自転車歩行者道整備事業で行える工事の範疇は、自転車歩行者道や歩道の整備、右折帯の設置等である。本工事は、自転車歩行者道を整備するものなので、関係資料の記載において正確な表記に努めていく。

6 社の入札価格がいずれも最低制限価格であり、他の 1 社も少額の差異である。なぜ、価格競争入札でこのような状況が生じるのか。

落札者の決定は、地方自治法の規定により、予定価格の範囲内で最低の価格の者を契約の相手方とするとされている。このため、受注意欲の高い企業は、可能な範囲で安値応札することになる。

一方、過度な安値受注、いわゆるダンピング受注は、工事品質の低下、下請へのしわ寄せなど様々な問題を生むことにもなる。このため、価格競争での県発注工事においては、地方自治法の規定に基づき最低制限価格を設定し、この価格を下回り応札した者を失格としている。

また、最低制限価格の算出方法は、公表しているので、精度高く積算できる企業であれば、最低制限価格を正確に積算できる。

このようなことから、最低制限価格での応札が多い状況にあると推察している。

複数社が最低落札額の入札となった場合、落札者の決定はくじ引きで平等だとは思いますが、工事への取組姿勢など価格競争以外の要素を何らかの形で反映させることは困難か。

平成 17 年に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、価格以外の技術力や社会的貢献度等の要素も加味し、落札者を決定するいわゆる総合評価方式での入札が可能となり、本県でも運用している。

総合評価方式の適用については、工事の内容等を踏まえ、技術的な要素が高い工事等を中心に実施している。

本工事は一般的な道路工事であることから、価格による一般競争入札で実施した。

(結果)

当案件の入札・契約手続は適正に行われていた。

1 みち第 5 0 1 号遊歩道補修工事 農林部春日部農林振興センター

【指名競争入札】

(質疑応答)

指名業者のうち 1 社のみ B ランクであるが、選定についての考え方は。

当該工事は遊歩道の補修工であり、技術的難易度が相対的に高くないことから、A 級及び B 級での施工が妥当と判断した。その上で指名業者の選定は、地理的条件、工事成績や技術者の状況などを企業ごとに評価し、その合計値の高いものを選定した。

(結果)

当案件の入札・契約手続は適正に行われていた。

災害復旧工事(1 災 1 2 5 号応急仮工事) 県土整備部本庄県土整備事務所

【随意契約(随契 5 号)】

(質疑応答)

災害復旧で緊急性の高い工事であるが、工事施工の承諾書を締結し、その後契約書を締結している。本件の着工時期について説明をして欲しい。

工事着手は、発注書及び承諾書締結日の令和元年 10 月 13 日である。

工事着手後、工事内容、数量等が確定してから契約書を締結している。

台風19号では様々な被害が出たが、色々な会社で幅広く、迅速な工事進捗がはかれるような仕組みは導入されているのか。特定の会社に集中した場合の対策などはあるのか。

災害時における応急対応業務の実施は、即応力が特に重要である。このため、県では災害協定締結団体と十分調整を図りながら、人員、重機の有無、地域精通度などを踏まえ、迅速に対応できる企業に協力を依頼することとしている。

また、迅速な対応を図るため、特定の企業に集中させないことも考慮している。

(結果)

当案件の入札・契約手続は適正に行われていた。

110 本庁舎中央監視装置改修工事 総務部管財課 【随意契約(随契2号)】

(質疑応答)

今回は改修だが決して少額ではない。設備が特殊なこともわかるが、長期的にこの設備を更新する仕組みはどうなっているのか。

いわゆるIoTの時代で、システムとしては一連であっても、構成している各部分は独立させられる可能性もあると思われる。

中長期的に一社独占的になりかねない。適正な価格と品質の確保に工夫が必要だと思うが、県の考えは。

長期修繕計画を策定し、計画的に更新している。

本契約については、既存システムを前提とした特殊な改修であることから、地方自治法の規定に基づき、随意契約とした。

一方、競争原理を経ることが原則であることから、入札案件ごとにシステム合理性、工事の特殊性、技術的特性などを踏まえて競争性の確保に努めていく。

(結果)

当案件の入札・契約手続は適正に行われていた。